

法務省民二第124号
平成27年2月26日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い
について (通達)

地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号。以下「改正法」という。)及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第3号。以下「改正省令」という。)のうち、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が、本年4月1日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)をいいます。

記

第1 改正法の概要

認可地縁団体(法第260条の2)が所有する一定の要件を満たした不動産について、当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)は市町村長(当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長(規則第22条の2第1項))

に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができることとされた（法第260条の38第1項）。

当該市町村長が当該公告を行い、登記関係者等が法第260条の38第2項の期間内に異議を述べなかった場合には、当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報（以下「証する情報」という。）を当該認可地縁団体に提供することとされた（同条第4項）。

認可地縁団体は、証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第1項の規定にかかわらず、証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができることとされる（法第260条の39第1項）とともに、不動産登記法第60条の規定にかかわらず、単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができることとされた（法第260条の39第2項）


また、証する情報の様式は、別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第22条の4関係））。

第2 証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

1 所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については、不動産登記令（平成16年政令第379号）別表28の項の適用はないため、同項添付情報欄ニの情報は提供されないが、同令第7条第1項第1号の当該法人の代表者の資格を証する情報として、法第260条の2第12項の証明書（規則別記台帳様式（第21条関係））。平成3年4月2日付け法務省民三第2246号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供されるところ、当該証明書には、当該申請における登記名義人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。

2 所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定



証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても、前掲当職通達のとおり、原因を「委任の終了」とし、その日付を法第260条の2第1項の市町村長の認可の日とするほか、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

第 号
何年何月何日

（申請団体） 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

何市(町)(村)長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第 3 項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第 4 項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間

2 公告の結果

1 の公告については、1 (3) の公告期間内に異議の申出はありませんでした。